様式第9号（第１2条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定取消通知書

　施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、次のとおり取り消します。

なお、支給認定証については、次により返還してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取消に係る小学校就学前子ども | 氏　　名 | 生年月日 | 続柄 | 性別 |
| (ふりがな) | 年　　月　　日 |  | 男・女 |
|  |
| 保護者の  住所・連絡先等 | （住所）  （連絡先）  （生年月日）　　　　年　　　月　　　日 | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 認定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 取消年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 教育・保育給付認定の取消理由 |  |
| 支給認定証  返還期限 | 年　　　月　　　日 |
| 支給認定証  返還先 |  |

教　示

本決定に不服がある場合は、この決定があった日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対し審査請求をすることができます（ただし、決定があったことを知った日の翌日から３箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。）

　また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長になります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。